

上砂川町公式ホームページ広告掲載の取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、上砂川町公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告掲載に関し、上砂川町広告物掲載の取扱いに関する基本要綱の（以下「要綱」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び内容)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうことのないもので、かつ、上砂川町の地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上に資するものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで町長が指定した位置とする。

(広告の枠数、掲載料、規格及び規制)

第4条 掲載する広告の広告枠数、掲載料及び規格は次のとおりとする。

(1) ホームページのトップページにおける広告件数は、そのデザインを妨げない範囲とする。

(2) 掲載料金 トップページ 1枠 町外の方1ヵ月3,000円・町内の方1ヵ月1,000円（税込み）

(3) 規格（1枠） サイズ縦50ピクセル、横145ピクセル

容量 4KB以内

形式 GIF形式

(4) 制限 全て静止画像とし、Java及びJavaScriptを使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマーク等のエラー表示イメージのものは使用不可とする。

(5) 広告掲載の申込みが前号に規定する枠数を超えたときは、要綱第9条及び第10条の規定により決定する。

(広告の作成及び提出)

第5条 広告は、前条第3号及び第4号の基準に基づき広告主が作成し、町が指定する期日までに提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1ヵ月単位で最長12ヵ月とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。また、平成22年3月31日までに申請したものについては、従前の例による。

2 広告を掲載する期間の更新は、妨げないものとする。

3 広告掲載期間中に、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	掲載延長期間
連続して3時間以上24時間未満	1日
連続して24時間以上	閉鎖日数+1日

(広告料の納入)

第7条 要綱第11条の規定による広告料の納入は、一括納入または掲載1回毎の納入（以下、「掲載毎の納入」という。）によるものとする。

2 前項の規定による掲載毎の納入を希望する場合は、要綱第7条の規定による掲載申込の際に併せて申請するものとする。

3 掲載毎の納入の納期限は、該当する広告掲載の15日前（土日祝日にあたる場合は、その前日）とする。

4 掲載毎の納入に遅滞が生じた場合は、要綱第12条第1項（1）に該当するものとし、掲載決定の期間に関わらず、以降の掲載決定を取り消すものとする。

5 広告掲載期間中の一括納入から掲載毎の納入への変更は、不可とする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。